

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年10月15日 20時00分ごろ
発生場所	北海道根室市納沙布岬南南東方沖 納沙布岬灯台から真方位162° 92.4海里付近 （概位 北緯41° 55.0′ 東経146° 27.0′）
インシデントの概要	漁船第一〇三晃祥丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年10月26日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第一〇三晃祥丸、19トン HK2-22226（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力558.25kW、回転数毎分1,900、6気筒、ボア150mm、使用燃料A重油、平成27年4月機関製造 第200-32480号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、航行中、主機の回転数が低下したので、船長が主機のクラッチを中立としたところ、主機が停止した。 本船は、船長が、主機を点検したのち始動したが、異音を生じて再び停止したので、運転を断念して海上保安庁に本インシデントの発生を通報し、来援した巡視船により根室市花咲港へえい航された。 主機は、後日、機関修理会社が開放して点検したところ、船首から順に番号が付された‘1番シリンダの吸気弁’（以下「本件吸気弁」という。）及び‘1番シリンダの排気弁’（以下「本件排気弁」という。）が共に弁傘部で割損し、同シリンダのピストン頂面及びシリンダヘッドの燃焼面に打痕、同シリンダの燃焼室内に本件吸気弁及び本件排気弁の弁傘部の破片が認められた。
分析	本船は、航行中、本件排気弁及び本件吸気弁が共に弁傘部で割損したことから、落下した弁傘部がピストン頂面とシリンダヘッドとの間で挟撃され、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、両弁が弁傘部で割損した状況を明らかにすることはで

	きなかった。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、航行中、本件排気弁及び本件吸気弁が共に弁傘部で割損したため、落下した弁傘部がピストン頂面とシリンダヘッドとの間で挟撃され、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。